

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 令和2年度の保険料額と保険証更新について ～

## ■ 保険料額の通知

令和2年度の保険料は、7月15日（水）に郵送で個別にお知らせします。

≪保険料の計算方法≫

<b>均等割</b> 【1人当たり保険料】 <b>52,048円</b>	+	<b>所得割</b> 【本人の所得に応じた額】 (令和元年中の所得－33万円)× <b>10.98%</b>	=	<b>1年間の保険料</b> 【限度額64万円】 (100円未満切り捨て)
--	---	---	---	---

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

## ■ 保険料の軽減

### ① 均等割の軽減（年額）

軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

昭和30年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	均等割の軽減割合		
	本則	元年度	2年度
33万円以下かつ被保険者全員の所得なし (年金収入の場合80万円以下)	7割	8割	7割
33万円以下		8.5割	7.75割
33万円+(28万5千円※×被保険者数)以下	5割		
33万円+(52万円※×被保険者数)以下	2割		

※令和2年度から5割軽減・2割軽減の軽減判定所得が拡充されました。

(5割：28万円→28万5千円 2割：51万円→52万円)

※軽減特例の見直しにより、軽減割合が変更されました。

### ② 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ**均等割が5割軽減**となります(52,048円→26,024円)。

※被用者保険とは、協会けんぽなど、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険などは含まれません。

## ■ 保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、住民課町税グループへご相談ください。

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。

## ■ 保険料のお支払い方法

保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。

**口座振替を希望される方は、保険証と口座の預金通帳、お届け印をご持参の上、住民課町税グループへお越しください。**

※「年金からのお支払い」から「口座振替」に切り替わる時期は、手続きの時期により異なります。

※税申告の際の「社会保険料控除」は、お支払いする方に適用されます。

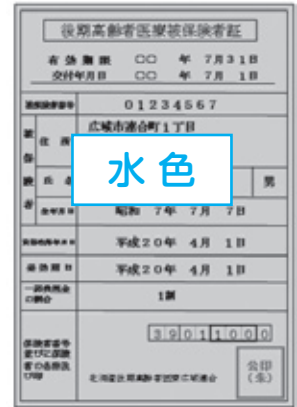
(年金からのお支払いの場合、お支払いいただくご本人の社会保険料控除の対象になります)

## 保険証の更新

現在ご使用の保険証（橙色）は、7月31日で有効期限が切れるため、8月以降は使用できません。

7月中に新しい保険証を送付しますので、お手元に届きましたら、新しい保険証（水色）をご使用ください。

なお、新しい保険証の有効期限は、令和3年7月31日です。



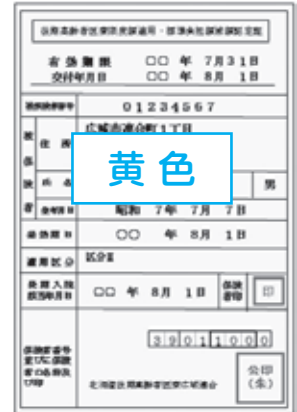
## 減額認定証および限度証の更新

現在ご使用の減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証（黄緑色））および限度証（限度額適用認定書（黄緑色））は、7月31日で有効期限が切れるため、8月以降は使用できません。

引き続き対象となる方には、7月中に減額認定証または限度証を交付しますので、8月1日からは、新しい減額認定証または限度証（黄色）をご使用ください。

新たに交付ご希望の方は、住民課戸籍保険グループに申請してください。

（交付には対象要件があります。下記交付対象をご確認ください）



### 減額認定証の交付対象

次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	○世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	○世帯全員の所得が0円の方 （公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方）
	○老齢福祉年金を受給されている方

### 限度証の交付対象

次の3区分のうち、現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

